

【別紙1 授業実践事例（概要）】

著作物利用のルールとマナーを体験的に身につけよう

～国語でのパンフレット作りを通して～

千葉県松戸市立馬橋小学校

佐和伸明

1. 問題の所在

(1) 児童の実態

本実践を行った6年生の子どもたちは、昨年度の著作権教育で、著作権は有名なアニメや絵画、音楽などを制作した一部の人だけに与えられたものではなく、友達や自分も持っている権利であることを学んでいる。（図1及び第3回著作権教育の実践事例佳作「だれもが持っている著作権」参照）

さらに、他の人が作った著作物を利用する際には、許可が必要であることも理解しており、新聞作りやプレゼンテーションなどで、他の人の著作物を利用する場合は、出典を明示する態度なども身につけてきている。しかし、Webページやパンフレットのように、学校内にとどまらず、不特定多数の人に公開する際の著作権処理の方法については、「わからない」という回答が多かった。（図2）

勝手に使ってはいけないことや、許可を取ることの必要性は理解していても、処理ができなければ、実際には使うことができない。著作物を適切に利用することで、自分の作品をより良いものに発展させていくことは、子どもたちに身につけさせたい技能であろう。そこで、「他の人の作品を使ってはいけない」で終わる著作権教育ではなく、「使うためのにはどうすればよいか」について、体験を通して学ばせる必要性を感じ、本実践を行った。

(2) 著作権教育の位置づけ

著作権教育の重要性については、学校現場でも認識されている。しかし、実践事例がなかなか増えていかないのは、子どもたちにとって切実感のある学習場面の設定と、そのための時数の確保が難しいからのように感じている。

そこで本実践は、6年生の国語の授業で扱われている「パンフレット作り（または、ガイドブック作り）」を教材とした。教科指導のなかに著作権教育を埋め込むことで、時数の負担は少なくなる。また、自分たちが著作物を創造する側に立つことで、主体的な学習を設計することができる。さらに、テーマを「学校紹介パンフレット」とし、不特定多数の人に配布することと、学校ホームページでも公開する設定にすることで、著作権処理を行う必然性を持たせたいと考えた。

2. 活動の実際

(1) 単元名 パンフレットを作ろう

(2) 単元の目標

◎著作権や肖像権などの情報発信における問題点を理解し、適切に対処することができる。

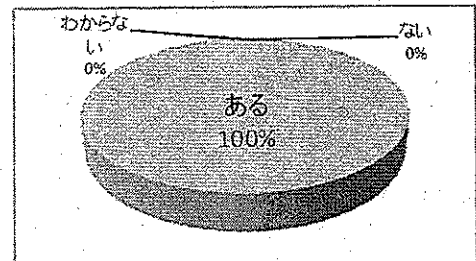


図1: 友だちや自分の作品にも

著作権があると思いますか。

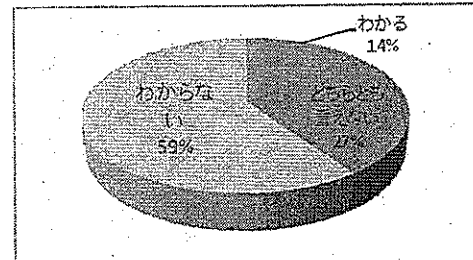


図2: 他の人の著作物を公開したい時に

どうすればよいかわかりますか。

- 利用者を想定して、役に立つパンフレットを作ることができる。
- 目的や意図に応じて、書く必要のある事柄を整理することができる。
- 伝える相手や目的を意識して、情報を収集することができる。
- 構成を考え、画像や文章などの配置や書き方を工夫することができる。

(3) 単元計画 総時数：24時間

<国語科：12時間 総合：12時間（著作権教育2時間）>

場面	国語	総合	学習活動	備考
さがす	1		○活動の見通しを持つ。 <テーマ> 馬橋小のよさが伝わるパンフレット <ターゲット> 4種類 「新入生」「保護者」「下級生」「他校の先生」 <ゴール(配布計画)> 「新入生用」 入学説明会で配布 「保護者用」 入学説明会で配布・事務室で配布 「下級生用」 校内掲示 「他校の教師用」 公開研究会で配布・校長室で配布	ゲストティーチャー (校長)
	2		○集めてきたパンフレットを見て工夫を調べる。	ワークシート①
	3		○「馬橋小の良さ」とは何か話し合う。	
	1		○ゲストティーチャーからパンフレット作りの基礎を学ぶ。	ゲストティーチャー (編集者)
	2			ワークシート②
	4		○グループごとにターゲットを決める。 ○載せる内容を考える。 ○載せる内容を話し合い、内容(ページ)ごとに分担する。	ワークシート③
つくる	5		○調べる方法を考え、計画を立てる。	ワークシート④
	6		○パンフレット作りに必要な資料を集める。	ワークシート⑤
	7		○集めてきた資料を検討し、パンフレットの構想をまとめる。	ワークシート⑥
	8			
伝える・やりとり	3		○アプリケーションソフトの使い方を知る。	ゲストティーチャー (J R 四国)
	~		○グループ内で分担してパンフレットを作る。	P C
	6			
	9		○よりよい作品にするために、グループ内で検討する。	ワークシート⑦
	7		○話し合いをもとに、パンフレットを修正する。	ワークシート⑧
著作権	10		○他のグループの作品を見て、よりよくするための意見を出し合う。	ワークシート⑨
	11			
	8		○他のグループのアドバイスを参考にして、パンフレットを修正する。	ワークシート⑩
	~			
著作権	11		○作品の中で、著作権や肖像権等の処理が必要な画像や文章を確認する。	ワークシート⑪
	12		○承諾書を作成し、著作権や肖像権についての処理を行う。	ワークシート⑫
	12		○他のクラスが作ったパンフレットを見て、感想を伝える。 ○活動を振り返る。	ワークシート⑬ ゲストティーチャー

(4) 著作権教育の実際

①作品を見直す

パンフレットは、来校者に大量に印刷して配布することと、Webページでの公開も計画しているため、コンピュータで作成することにした。

子どもたちに作品を作らせると、「できたら終わり」になりやすい。著作者としての意識を高めるためには、自分たちの作品に、自信と誇りを持たせることが大切であると考えた。そのために、作品が仕上がった後に、見直す機会を繰り返し設定した。

まず、グループ内で作品を改めて見直し、修正作業を行った。その後、他のグループの作品を見合っ

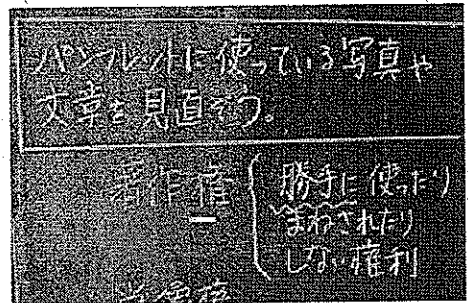


写真2:授業での板書(学習問題)

互評価を行い、再度修正を加えた。そして、最終の見直しは、著作権や肖像権などに関するものである。先に述べたように、子どもたちは著作権や肖像権については理解しているため、友だちが写っている画像を利用する際には、口頭で許可をもらっている子どももいた。しかし、ホームページの画像をコピーしてそのまま利用していたり、友だちがデジカメで撮った画像を無断で使ったりしているケースも見られた。そこで、視点を明確にして改めて作品を見直すことにしたのである。

まず、著作物として考えられるものをページごとに点検し、問題がありそうなものに付箋紙を貼っていった。(写真4)

そして、ワークシートにリストアップして、許可をとるための計画や分担を決めていった。(写真5)

②承諾書を作る

作品を見直したことで、見落としていたものや、きちんと許可を取っていない著作物があることが確認できた。そこで、著作者から許可をもらうために、承諾書を作成することにした。本校で保護者向けに使っている承諾書の書式を参考に内容を検討し、子どもたちが手書きで作成した。(写真6)

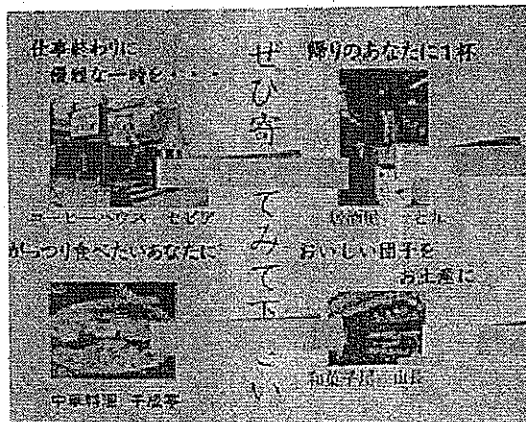


写真4:著作物に付箋を貼る

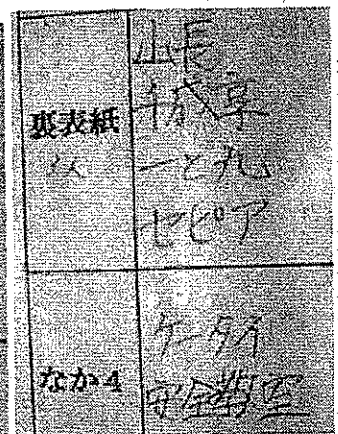


写真5:著作物のリストアップ

③交渉する

リストアップした項目について、担当者を決めて交渉を行った。まず、電話で主旨を伝え、訪問のお願いをした。

訪問日（主に放課後）には、子どもたちが承諾書と印刷したパンフレットを持ち、使用することを許可してもらえようをお願いに伺った。その際、学校近隣の店舗などについては、「どうしてこのお店を自分たちのパンフレットに載せたいのか」をきちんと話せるようにした。子どもたちは、とても緊張した面持ちで大人に向かって交渉していたが、店主からは、「お店を紹介してくれてありがとう。」「ステキなパンフレットだね、すごいなあ。」等のやさしく声をかけられた。なかには、商品のデザートまでごちそうしてくれる店舗まであった。予想していた以上の歓迎と温かい励ましに、子どもたちはとてもうれしそうな顔をしていた。

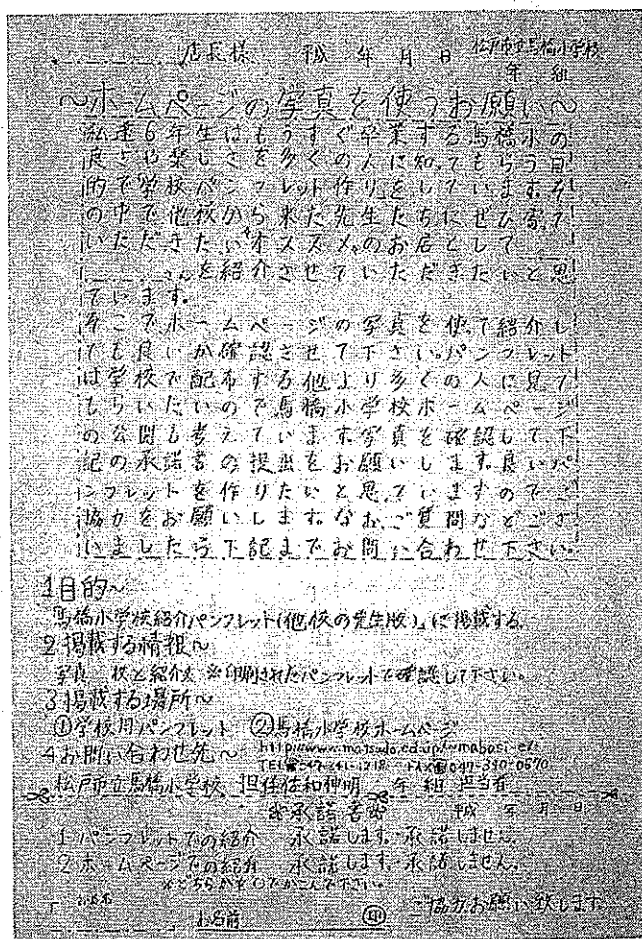
写真6:子どもが作った承諾書

この体験を通して、勝手に、または曖昧な状態で著作物を使うのではなく、きちんと許可をもらうことで、お互いに気持ちよく、安心して利用できるということを、実感させることができた。

④パンフレットを公開する

本校の6年生は3クラスある。クラスごとに「保護者」「他校の先生」「新入生」「在校生」というターゲットごとに、4種類のパンフレットを作った。完成した作品は、学年コンペ（コンペティション＝複数作品の評価を競い合わせ優れたものを選ぶ）により、それぞれの部門で一作品のみ選ばれ、印刷・配布されるという設定とした。コンペに出品するためには、「著作権や肖像権などの許可をもらっていること」という条件をつけたため、子どもたちは切実感を持って著作権処理のための活動を進めていった。

コンペは、2009年の1月に実施した。また、パンフレットは学校Webページからも予定している。



3. 成果と課題

(1) 成果

① 著作者としての意識を高めることができた

本実践では、校長からの依頼により、学校を訪れた様々な人に実際に配布するパンフレットを作成した。いわば、「ごっこ遊び」で終わらない「本物」である。そこで、読み手に喜んでもらえるような価値のある作品にするためには、他の人の著作物を利用したほうがよいケースも出てきた。「本物」を作らせるという設定は、著作者としての意識を高め、作品の大切さを気付かせることにつながったと感じている。

② 切実感を持たせることができた

何度も修正を繰り返し、ようやく仕上げた作品であっても、著作物利用の承諾をもらわなくては、コンペに参加することも、公開することもできない。この設定は、「何とかして著作権者に承諾してもらいたい」という強い思いを持たせることにつながった。そのため、自分たちの作品のどこに問題がありそうか、またどうやって処理していったらよいのかという課題に、子どもたちは切実感を持って取り組んでいた。

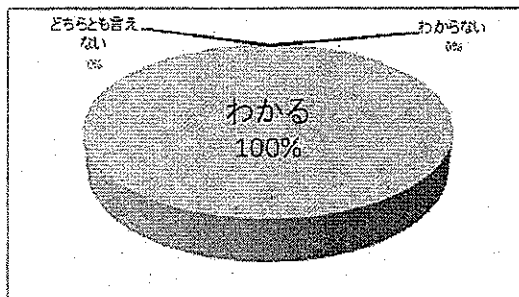
③ 教科学習に位置づけることができた

著作権教育のための特別な題材を設定するのではなく、教科学習のなかに位置づけることができたので、授業時数にも無理がなかった。従って、どの学校でも追試可能な実践である考える。また、成果物を外部に公開するという手立ては、パンフレット作りに限らず、新聞作りやポスター作りなど、様々な教科での創作活動への応用が可能である。

④ 具体的な対処方法を体験させることができた

著作権法は著作者の権利を守るための法律であるが、「勝手に使うことはできない」と教えるだけでは、その著作物を活用して、さらに発展的なものを創作する活動を妨げてしまうことになるのではないだろうか。本実践では、他の人の著作物を利用したいときには、どのように処理すればよいのかについて、著作物を制作する過程のなかで、

図3:他の人の著作物を公開したい時に
体験を通して理解させることができたと感じている。(図3)



どうすればよいかわかりますか。

(2) 課題

① 学校としての系統性

本校は長年情報教育を推進しており、著作権教育や情報モラル教育に関しても、どの学年で、どんな内容を指導するかについての共通理解をしている。しかし、教科・領域のなかに位置づける具体的な方法については、まだ試行段階である。今後も、各教科での制作活動の中に、著作権教育を効果的に位置づけていきたい。また、学校内で実践を体系的にまとめていく必要を感じている。

② 学校による著作権者の扱い

著作権者（子どもたち）は、卒業してしまうため、その後の作品（著作権）の扱いについても、子どもたちと話し合っておく必要がある。